法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-05-10

執権時頼・長時期の幕政運営について

仁平, 義孝 / NIHIRA, Yoshitaka

(出版者 / Publisher)
法政大学史学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
法政史学 / 法政史学
(巻 / Volume)
79
(開始ページ / Start Page)
47
(終了ページ / End Page)
60
(発行年 / Year)
2013-03-24
(URL)
https://doi.org/10.15002/00011326

Hosei University Repository

執権時頼・長時期の幕政運営について

仁平義孝

はじめに

寛元四年（一二四六）閏四月、北条時頼は兄経時の譲りを受けて執権となった。その後時頼は、宮騒動・宝治合戦などを経て、自己の幕府内における権力を確固たるものとし、建長元年（一二四九）には引付制を設けて、訴訟の迅速化を図った。そして、康元元年（一二五六）一一月、時頼は執権職を北条重時の嫡男長時に譲って出家したが、その後も北条氏家督＝得宗として幕府内の実権を握っていたとされる。この時期は、鎌倉幕府政治の展開のなかで、執権政治から得宗専制政治への移行期と捉えられている。[1]

この執権時頼・長時期については、将軍権力と執権権力に関する研究[2]、この点と関連して小侍所や御所奉行についての具体的検討[3]などが進められてきたほか、幕政運営に関しては引付制に関心が払われてきた。[4]また、得宗専制政治の一つの指標とされる寄合がこのころから見られるということで注目されているが、当該期の寄合はまだ制度として確立されていなかった。[5]引付・寄合ともに当該期の幕政運営を象徴するものであるが、この時期の幕府の最終的な意思決定は、依然として評定で行われていた。[6]しかし、当該期の評定会議については、ほとんど検討されてきていないように思われる。また、執権長時期も得宗時頼が実権を握っていたとされるが、時頼はどのような形で幕政に関わっていたのかという点も重要な検討課題である。この点については、菊池紳一氏が触れておられるほか、小侍所との関係からの指摘があるが、[7]評定との関わりからも検討する余地がありそうである。これらの課題について、『吾妻鏡』（新訂増補国史大系本。以下『鏡』と略称する）を素材として、

Hosei University Repository

順次検討していきたいと思う。

一　評定会議の開催場所と参加者

まず、当該期の評定会議が開かれた場所とその参加者を確認しておきたい。

以前に私は、将軍頼家から執権経時期までの評定会議が、将軍御所・執権邸・評定所などで開かれていたことを指摘したが[8]、それ以降の時期の評定会議の開催場所については秋山哲雄氏が検討され、評定は執権邸で開かれるようになったことを指摘しておられる[9]。次頁の表は、執権時頼・長時期の評定会議について、『鏡』からその開催場所が分かる条文を一覧にしたものである。備考欄には評定会議であることを示す語を記したが、それが「沙汰」であるものについては説明が必要かもしれない。一例を挙げると次の通りである。

【史料1】『鏡』建長三年（一二五一）一〇月二九日条（表―1）

廿九日乙酉、奥州（重時）、相州（時頼）并評定衆等、於幕府別参、御所艮唯評定所之屋可被建之由、有其沙汰、被尋陰陽道輩之処、丑寅之方遊年也、今年中不快之由依勘申而、被止其義（後）云々、

この日、連署北条重時、執権北条時頼および評定衆が幕府（将軍御所）に参じて「沙汰」があったのであるから、この「沙汰」は評定会議とみて間違いないであろう。表―6・11の「沙汰」も、これと同様の理由で評定と判断したものである。

さて、史料1で当時若宮大路にあった将軍御所の東北方に評定所を建てることが議せられているが、陰陽師が、東北は造作を避けるべき遊年の方角に当たっているので、今年中の造作は不快であると勘申したため、評定所建設は取りやめとなった。幕府の評定所は、宝治元年（一二四七）一一月一四日に新造された連署重時邸内に造られており[10]、今回それとは別に評定所を建てようとしたのである。この後、御所の東北方に評定所が建てられた形跡はないので、表―4・8の評定所も、重時邸内のものと考えてよいであろう。秋山哲雄氏によると、この重時邸は若宮大路御所の北側に隣接して建てられており、評定所は重時邸のなかでも御所近くに造られたと考えられるという[11]。

この史料1（表―1）の若宮大路御所を壊して、同じ場所に新造されたのが、表―7の御所である。建長四年三月、将軍九条頼嗣が廃され、四月に京都から宗尊親王が新将軍として下向した。これに伴って新御所を造営することになり、表―2で五月中に旧御所（史料1の「御所」）を壊す

Hosei University Repository

【表】『鏡』に見る評定会議の開催場所（執権時頼・長時期）

No.	年月日	議事内容	場所	備考
1	建長三（一二五一）・一〇・二九	御所の艮に評定所建設について	御所	沙汰
2	建長四（一二五二）・四・二九	古御所破却について	時頼邸（御所）	評議
3	建長四（一二五二）・五・五	御所造営、将軍宗尊方違えについて	時頼邸（御所）	評定
4	建長四（一二五二）・五・一七	将軍宗尊方違えについて	評定所	評議
5	建長四（一二五二）・八・六	将軍宗尊病悩、祈禱療治について	御所（時頼邸）	評議
6	建長四（一二五二）・八・二一	将軍宗尊の新御所移徙延引について	御所（時頼邸）	沙汰
7	建長四（一二五二）・一一・一一	新造御所にて評定始	御所	評議
8	建長六（一二五四）・五・七	鶴岡八幡宮回廊造替について	評定所	評議
9	建長六（一二五四）・一二・一二	内容不明	御所	評定
10	康元元（一二五六）・正・一〇	評定始	時頼邸	評定
11	弘長三（一二六三）・一二・二四	将軍宗尊妻の産所・方違え等について	政村邸	沙汰

＊備考欄には評定を表す語句を示した。

ことが決められた。そして六月二日に着工、一一月一一日に将軍宗尊が新御所に入御して評定始を行った。[12] この新御所造営期間中の評定のなかで、表―2・3は「相州亭」において、表―5・6は「御所」にて評定があったとするが、[13] 新御所造営の間は時頼邸が御所となっていたので、いずれも時頼邸で開かれた評定ということになる。また、表―10・11の事例では、執権時頼邸、連署政村邸で評定が開かれている。

以上をまとめると、表―2～6、8・10・11が執権・連署邸で開催された評定、表―1・7・9が将軍御所で開かれた評定ということになる。この時期のすべての評定会議が執権・連署邸で開かれたものとはいえないが、執権・連

Hosei University Repository

署邸で開かれるのが基本であったことは窺えるであろう。秋山氏は、評定会議が執権邸で行われていることは、評定が執権の開催するものであることを示すとしておられる。[14]

次に評定会議の参加者であるが、これは史料1にもあるように執権・連署および評定衆である。ほかに評定参加者が知られる事例を挙げると、表―4では執権時頼・連署重時と評定衆の北条政村・同時章が、表―5では、表―4の参加者に加えて、評定衆である北条朝直・二階堂行義・安達義景が参加している。また、執権長時期の評定会議に関する『鏡』の記事を見ると、執権を退いた時頼が評定に出席してる様子を窺うことはできない。この時期の評定会議の記事で出席者が明らかになるのは『鏡』正嘉元年（一二五七）九月二四日条のみであるが、その時は執権長時・連署政村と評定衆の北条朝直・二階堂行義が出席していて、時頼の名はない。執権長時期の評定参加者も執権・連署と評定衆であり、得宗時頼は参加しなかったと思われる。

ところで、表―6の事例では、評定参加者として連署重時と評定衆の北条政村・同朝直・安達義景・二階堂行義の名が挙がっているが、執権時頼の名はない。この評定は当時の将軍御所＝時頼邸で開かれており、単に『鏡』が書き落としたすることもできるが、次に挙げる史料2のように、時頼が評定会議を欠席した事例もある。

【史料2】『鏡』建長三年（一二五一）九月二〇日条

廿日丁丑、評定、奥州（重時）申（マヽ）被二沙汰一、讃岐国海賊張本等、于二関東一召下、可レ被レ遣二夷島一之由云々、

ここでは、讃岐国の海賊張本らを夷島に流刑とすることが評議されているが、この評定は連署重時が申し沙汰したという。『鏡』によると、この前日の一九日に、執権時頼は三島社参詣のための精進潔斎を始め、二三日に三島社に向けて出発している。ここで参考になるのが、後の事例ではあるが、秋山哲雄・高橋一樹両氏が触れておられる『永仁三年記』の同年（一二九五）二月二三日条である。[15]そこには「太守（貞時）自二明日一被レ初二二所之御精進一之間、於二奥州（宣時）御亭一被レ行二評定一」とあり、執権貞時が翌日から伊豆山・箱根両社参詣のための精進を始めるので、連署宣時邸において評定が行われたことが知られる。同条には評定の出席者が列挙されているが、そこに貞時の名はなく、貞時は評定に出席していない。史料2もこれと同じ状況と考えられ、時頼が精進潔斎中で評定会議を欠席したため、時頼に代わって重時が評定を主催したということをいっているのである。[16]このように、時頼が評定に参加していない事例もあるので、表―6でも、理由は不明だが、時頼が評定を欠席

Hosei University Repository

した可能性を考えてよいのではないか。また、史料2で重時が評定を取り仕切ったのは、時頼が欠席したためであるということは、時頼が参加する評定では、執権が主導したということを示すといえよう。

続いて、評定会議と将軍との関わりについて確認しておきたい。すでに執権経時期には、将軍が評定会議の結果を記した評定事書を閲覧する手続きが省略されることになり、将軍は評定会議に一切関わることがなくなっていたが[17]、当該期においても、それに変わりはなかった。次の史料3は執権時頼期の評定事書に関するものである。

【史料3】『鏡』建長二年（一二五〇）一二月二〇日条

廿日辛亥、御所中頗無人、自一小侍所一、頻雖レ被レ加二催促一、似レ無二其詮一、仍伺二申相州（時頼）一間、可レ令二披露一之旨、就下令二返答一給上、今日有二其沙汰一、於二不法輩一者、被レ止二出仕一、加二壮年勤厚人於其闕一、始可レ令二結番一之由被レ定レ之、清左衛門尉（清原満定）読二申彼事書一云々、

将軍御所には、将軍頼嗣の近習番役を勤める御家人が誰も祇候していない状態で、管轄する小侍所が何度御家人に催促しても、状況はまったく変わらない。そこで（小侍所別当の北条実時が）執権時頼に伺いを立てたところ、時頼から「可レ令二披露一」との返事があり、今日その「沙汰」があった。そして番役を勤めない者は御所への出仕を止め、勤勉な御家人をその替わりに番衆に加えて結番することが定められ、そのことを記した「事書」を清原満定が読み上げたという。評定衆である満定が読んだ「事書」は評定事書で、「沙汰」は評定、時頼が「可レ令二披露一」としたのは、この案件を評定会議に諮って審議するということであろう。ここに、評定事書を将軍が閲覧したということは書かれていない。ただし、次の史料4に見えるように、評定始では将軍による事書閲覧が行われていた。

【史料4】『鏡』建長四年（一二五二）四月一四日条

十四日丁卯、霽、（中略）、次可レ有二評定始一之旨被二仰出一、秋田城介（安達義景）奉行云々、奥州（重時）以下参上、各着座、（中略）、大神宮八幡宮以下大社、可レ被レ奉二神馬一之由、被レ定云々、是御下向無為之上、依レ為二将軍始一也、評定訖、両国司持二参事書一給、御覧之後被レ施二行之一、（後略）

新将軍宗尊親王のもとでの評定始が開かれ、評定終了後に「両国司」、すなわち執権時頼と連署重時が評定事書を将軍に持参し、将軍が閲覧した後に大社への神馬奉納がなされたとある。評定始における将軍の評定事書閲覧は、執権政村期の事例であるが、『鏡』文永二年（一二六五）正月六・一二日条にも見られる。この年の評定始は正月一二

Hosei University Repository

日であったが、それ以前の六日に急遽評定が開かれた。この時の評定出席者が布衣を着ていなかったことなどについて「是非二評定始之礼一歟」と評し（正月六日条）、「去六日者臨時儀也」（正月一二日条）とあることから、六日の評定は臨時の評定始という形で執り行われ、将軍が事書を閲覧する手続きを経たのである。ここで見た将軍による評定事書閲覧は、評定始という儀式のなかで、儀礼的手続きとして残されたものと考えられよう。[18]

以上、執権時頼・長時期の評定会議は主に執権・連署邸で開かれ、将軍が関与することなく、執権が主導していたことを確認した。

二　執権長時期の得宗時頼

康元元年（一二五六）一一月二二日、北条時頼は執権職を北条重時の嫡男長時に譲った。長時は時頼の嫡子時宗が幼かったために、その眼代として執権になったという。[19]その後時頼は、得宗として幕政の実権を握っていたとされるが、[20]はたして時頼はどのようにして幕政に関わっていたのであろうか。『鏡』からその様子を見てみることにしよう。[21]

【史料5】『鏡』文応元年（一二六〇）正月二〇日条

廿日戊子、今日、於二御所中一、被レ定二置昼番衆一、其内於二壮士一者、歌道蹴鞠管絃右筆弓馬郢曲以下、都以下堪二一芸一之輩上、於レ時依レ可レ有二御要一、被レ定二結番一、去比御要之時、無人之間、殊以此御沙汰出来、仍仰二小侍衆一、於二芸能之輩一（者及）目六、度々被レ仰二合相州（時頼）禅門一（安達時盛）、治定云々、工藤三郎右衛門尉光泰奉二行之一、城四郎左衛門尉為二清書一（後略）

この日、将軍御所において御所昼番衆が定められた。この昼番衆には、歌道・蹴鞠・管絃などの一芸に堪能な者を選んだが、その人選に当たっては、小侍所、具体的には別当の北条実時、あるいはここに名が出ている所司の工藤光泰などが、度々時頼に相談して決めたのだという。菊池紳一氏は、この事例などから、将軍と御家人との主従関係に関するところは、執権長時ではなく、得宗時頼が判断していたとしておられる。[22]

そのほか、『鏡』正嘉二年（一二五八）正月六日条では、的始の射手を選ぶ際に、今までに何度も選ばれている者であっても、射手として古くから実績のある者を選ぶように時頼が厳命したとある。右に見た昼番をはじめ、近習番・廂番などの御所内諸番衆、的始の射手の人選は小侍所の職掌であるが、[23]時頼もそれに関わっていたことが窺える。

なお、『鏡』宝治元年（一二四七）正月二〇日条に「於二

Hosei University Repository

左親衛（時頼）御第、将軍家（九条頼嗣）御浜出之間犬追物射手以下人数事、有二其沙汰一、掃部助実時（北条）奉二行之一」とあり、執権時頼と小侍所別当実時によって、犬追物の射手などが選定されている。[24] これと同様に、御所内諸番衆や的始の射手の選定についても、時頼は執権であった時期から関わっていたものと思われる。

次の史料6は、鶴岡放生会に将軍宗尊親王が出向く際の供奉人に関する記事である。

【史料6】『鏡』弘長元年（一二六一）七月二九日条[25]

（前略）、以上四人、被二催促一之処、行有（二階堂）、行氏（二階堂）者已辞レ職訖、蒙二在国（在）恩許一之由捧二請文一、広綱（結城）者申二領状一、家氏（足利）者当時（時頼）在国之間、可レ被レ催否、去廿七日、於二相州禅室（時頼）御所一有二沙汰一、可レ申二評定一之由治定、仍今日実俊（平岡）、光泰（工藤）等披露之処、早可二相催一者、則被レ成二下御教書一云々、

引用部分冒頭にある「以上四人」とは、検非違使として供奉することを要請された二階堂行有・同行氏・結城広綱・足利家氏の四人を指す。このうち現在在国中の家氏に対して、供奉の催促をするべきか否かについて、七月二七日に時頼邸で沙汰があり、評定会議に諮って審議することが決められた。そして、今日二九日に小侍所所司の平岡実俊と工藤光泰が、家氏に対する放生会供奉催促の可否を諮りたい旨を評定会議に披露したところ、早く供奉の催促をするようにとの結論が出された。そこで、すぐに供奉人のことを管轄する小侍所から御教書（催促状）が出されたというのである。[26] 時頼邸の沙汰に参加したのは、小侍所の所司平岡実俊・工藤光泰か、別当の北条実時と考えてよいであろう。

五味克夫氏が指摘されているように、将軍出行の際の供奉人は、小侍所がその候補者を選定し、将軍が最終的に判断を下すことによって決定したが、[27] 史料6から小侍所における供奉人選定段階で、得宗時頼が関与していたことが知られる。また、時頼が執権であったころの話であるが、『鏡』康元元年（一二五六）正月五日条に、将軍宗尊親王が時頼邸に御行始する際の供奉人について、これ以前の二、三年は執権時頼が選定していたが、今回初めて宗尊親王が選ぶことになったとある。将軍出行時の供奉人選定に関しても、時頼は執権時代から関わっていたことが確認できる。

以上のように、執権長時期の時頼は、小侍所が管轄する御所内諸番衆の結番、将軍出行に伴う供奉人や的始の射手の選定などに関与した。ただし、いずれの事柄も、時頼が執権であった時代から引き続き関わっていたことである。[28]

Hosei University Repository

ところで、史料6のように、時頼がその案件を評定に諮って審議するように指示している事例は、前節で検討した史料3など、時頼が執権であった時代にもいくつか見られる。この点について、節を改めて検討することにしよう。

三　評定会議前における時頼の沙汰

執権時頼期において、時頼がある案件を評定に諮ることを指示したとする『鏡』の記事は、①宝治元年（一二四七）六月二〇日条、②同年六月二八日条、③同年九月一一日条、そして先に史料3として挙げた④建長二年（一二五〇）一二月二〇日条である。

①～③の事例は、宝治合戦の戦後処理に関するものである。①では、宝治合戦で自害した三浦重時の遺領のうち、代々相伝知行の領家職を没収するべきか否かについて「内々被レ経二沙汰一、可レ伺二評定一之趣」を時頼が命じたという。②は、囚人となっていた三浦胤村が反逆の意志がないことを申し出てきたので、得宗被官平盛綱が時頼に取り次いだところ、時頼は「可レ伺二評定次一」と命じている。③では、筑後知定が宝治合戦の勲功の賞に漏れたことを訴えてきたので、時頼は「仰二勲功奉行人等一、究二淵源一之後、可レ披二露評定次一之由」を得宗被官諏方蓮仏に命じている。④（史料3）は、将軍御所に近習番御家人が無人の状態であるので、（小侍所別当北条実時が）時頼に伺いを立てたところ、時頼からこの案件を評定に「可レ令二披露一之旨」の返答があったというものである。

以上の①～④と史料6の五例から、その案件の担当者と思われる人物が時頼のもとに赴いて案件を取り次ぎ、時頼が評定会議に諮って審議することを指示する、という状況が見えてくる。案件を時頼に取り次いだ人物としては、②③では具体的に得宗被官の名が挙がっており、④と史料6では小侍所関係者と推測した。また、史料6に「於二相州（時頼）禅室御所一有二沙汰一」、①には「内々被レ経二沙汰一」とあることから、ここに挙げた五例の時頼の沙汰は、時頼邸で行われた内々の沙汰としてよいであろう。

時頼邸において行われた内々の沙汰とすれば、そこで想起されるのは寄合であろう。現在知られている寄合関係史料は、細川重男氏がまとめておられる。そのなかに『鏡』の記事は六つあるが、ここで検討している五例は含まれていない[29]。そもそも沙汰の内容が、評定に諮って審議することを決していて、最終判断は評定でなされる形になっており、この時頼の沙汰は、寄合ではないと考えた方がよいと思われる。しかし、寄合とする可能性も皆無ではないので、

Hosei University Repository

細川氏がまとめられた寄合関係史料と右の五例の記事を検討しておこう。

細川氏が挙げられた『鏡』に見える六つの寄合関係史料のうち、建長五年九月二六日条を除く五つには、寄合であることを示す「深秘御沙汰」「御寄合」などの語が記されている。また、寄合の参加者として見えるのは、得宗のほか北条氏一門・安達氏・三浦氏・得宗被官である。本節で検討している五例で、時頼のもとに案件を取り次いだ人物は、得宗被官と小侍所関係者であった。得宗被官および小侍所別当の北条実時は、寄合に参加しているので問題ないようにも思える。しかし、細川氏が挙げた『鏡』の寄合記事で、参加者が書かれている場合は、参加者全員の名が挙げられており、得宗とその案件の担当者のみが記されているのは、建長五年九月二六日条のみである。本節で検討している五例については、「深秘御沙汰」「御寄合」などの語が記されていないこと、参加者として得宗とその案件の担当者のみが記されていること、そもそも沙汰の内容から考えて、やはり寄合とは別の沙汰と考えた方がよいように思われる。

次に掲げる史料7は、細川氏が挙げられた『鏡』に見える寄合関係史料のなかで、寄合であることを示す「深秘御沙汰」「御寄合」などの語がなく、かつ得宗とその案件の担当者のみが参加者として記されている事例である。

【史料7】『鏡』建長五年（一二五三）九月二六日条

廿六日辛丑、為倫長（矢野）奉行、於殿中内々有沙汰事、是山門領之外、以山僧令補預所職事、可被停止之由也、去廿日評定之時其有沙汰、件禁制者、去延応元七月廿六日被定之、被仰六波羅訖、而能登国御家人高畠太郎式久備進彼式目案文之間、為校合可写進旨、被下御教書於備後前司康持（町野）之処、依為禁忌、同廿六日被仰東入道唯明々々写進之、仍被校合之処、無相違、評定之時可持参事書正文之由、重所被仰下也、

矢野倫長を奉行として、「殿中」において内々に沙汰があった。沙汰の内容は、去る九月二〇日の評定に能登国御家人高畠式久が提出した延応元年（一二三九）七月二六日付式目（鎌倉幕府追加法一一六条）の案文の有効性が問われ、幕府で保管する追加法一一六条を定めた時の評定事書の正文と校合した。その結果、案文に問題はなかったので、後日この案件を審議する評定会議に評定事書の正文を持参するように、倫長に重ねて命じた、というのである。五味文彦・細川重男両氏によって、「殿中」は得宗邸を指すこ

Hosei University Repository

とが明らかにされ、そこで開かれた内々の沙汰であることから、これは寄合の事例と理解されている。[30] しかし史料7に寄合を示す語がなく、参加者として得宗時頼と担当奉行人の矢野倫長の名しか挙げられていないことは、本節で検討している五例と同じである。また、この時の時頼邸における沙汰では、式目案文の真偽確認がなされ、評定事書正文を次の評定に提出することが決せられているのであり、「可レ伺二評定一」などと同じことをいっていると考えてよいのではないだろうか。[31] 以上のことから、史料7の時頼邸における沙汰も、寄合ではなく、評定会議前の手続きとした方がよいであろう。

右の検討結果が認められるならば、執権時頼・長時期の寄合の事例は、すべて寛元四年（一二四六）と宝治元年（一二四七）のものとなり（註（29）で言及した事例も含む）、時頼が執権となった直後の混乱期にしか寄合の記事を見出すことができないということになる。そこで取り扱われている事柄は、経時から時頼への執権職譲渡、宮騒動・宝治合戦の戦後処理に関するもので、幕府内部が混乱している時期に、最重要課題が議せられている。しかし、本節で取り上げた①～③の事例からも知られるように、宝治合戦の具体的な戦後処理については評定会議でも評議されていた。また、時頼は取り次がれた案件のいくつかを評定会議に諮るように指示していた。これらのことから、執権時頼・長時期の最終議決機関はあくまでも評定であったということができよう。

以上、執権時頼・長時期において、評定会議前に時頼邸で沙汰があり、時頼がその案件を評定に諮って審議する旨を指示している事例について見てきた。史料7のように、時頼が執権であった時は、自身も出席する評定で最終的な結論を出すことになるが、執権長時期には、時頼は評定会議に参加していないので、評定の前の段階でのみ関わっていたということになる。執権長時期の史料6を見ると、時頼は評定会議に諮ることを指示しているが、結論は執権長時が主導する評定で出されている点に注意したい。長時が主導する評定が出す結論には、時頼の意向が反映されていたと考えることもできるかもしれないが、それを知ることのできる史料を提示することはできない。菊池紳一氏は、執権長時が評定会議を主導した形跡が窺えないとされるが、執権を退いた時頼が、評定を主導している姿も見えてこないのではないだろうか。[32]

また、ここで見てきたのは、時頼がその案件を評定にかける旨の指示を出したものであるが、時頼に取り次がれた

Hosei University Repository

段階で、評定にかけることなく、時頼のもとで一定の結論を出すと判断された事例もあったのではないかと思われる。前節で検討した、小侍所とともに行った御所内番衆や供奉人の選定などは、その類かもしれない。なお、このような手続きがすべての案件について取られていたのか、案件が限定されるのであれば、どのような基準でこのような手続きがなされたのかについては、不明とせざるを得ない。

おわりに

執権時頼・長時期の幕政運営について、評定会議を中心に検討した。本稿で述べてきたことを簡単にまとめておこう。

まず、執権時頼・長時期の評定会議は主に執権・連署邸で開かれ、将軍が関与することなく、執権が主導していたことを確認した。そして、執権長時期の時頼が、御所内諸番衆の結番、将軍出行に伴う供奉人や的始の射手の選定など、小侍所が管轄する事柄に関わっていたことを見た。ただし、これらについては、時頼が執権であった時から関与していたことであった。また、執権時頼・長時期において、評定会議前の段階で、時頼がその案件を評定に諮って審議する旨を指示していることを指摘した。時頼は執権を退いた後、評定会議自体には参加していないが、その前の段階で関与していたことになる。しかし、執権長時が主導する評定に、時頼の意向がどれだけ反映されていたかについては、『鏡』から読み取ることはできない。

ここで検討したことの多くは、今までに明らかにされてきたことを再確認したに過ぎないが、それに付け加えることができたとすれば、最後に見た時頼による評定前の沙汰という点であろうか。このような手続きの存在が認められるならば、それはこの時期だけに見られるものなのかどうか、検証する必要があろう[33]。また、従来議論されてきた将軍権力の問題、引付制などについては全く触れることができなかった。いずれも今後の課題としたい。

註

（1）鎌倉幕府政治史に関する研究史については、細川重男『鎌倉政権得宗専制論』（吉川弘文館、二〇〇〇年）、秋山哲雄『北条氏権力と都市鎌倉』（吉川弘文館、二〇〇六年）に詳しい。

（2）青山幹哉「鎌倉幕府将軍権力試論―将軍九条頼経～宗尊親王期を中心として―」（『年報中世史研究』八、一九八三年）、工藤勝彦「九条頼経・頼嗣将軍期における将軍権力と執権権力」（『日本歴史』五一三、一九九一年）。

Hosei University Repository

（3）　五味克夫「鎌倉幕府の番衆と供奉人について」（『鹿児島大学文科報告』七、一九五八年）、川添昭二「北条時宗の研究―連署時代まで―」（『日蓮とその時代』山喜房仏書林、一九九九年、初出一九八二年）、青山幹哉註（2）前掲論文、盛本昌広「関東御公事賦課と小侍所」（『千葉県史研究』一〇、二〇〇二年）、永井晋「北条実時論」（『金沢北条氏の研究』八木書店、二〇〇六年）、池田瞳「北条時宗・金沢実時期の小侍所―『吾妻鏡』を素材として―」（阿部猛編『中世政治史の研究』日本史史料研究会、二〇一〇年）。

（4）　岡邦信「鎌倉幕府後期における訴訟制度の一考察―引付廃止と「重事直聴断」をめぐって―」（『中世武家の法と支配』信山社、二〇〇五年、初出一九八六年）、佐々木文昭「鎌倉幕府引付頭人小考」（『北海道武蔵女子短期大学紀要』四三、二〇一一年）、尹漢湧「引付の訴訟外機能から見た執権政治の構造」（『東京大学史料編纂所研究紀要』二二、二〇一二年）など。

（5）　佐藤進一「鎌倉幕府政治の専制化について」（『日本中世史論集』岩波書店、一九九〇年、初出一九五五年）七〇～八一頁、細川重男註（1）前掲書三三三頁参照。

（6）　尹漢湧氏は「得宗専制期における評定―寄合との関係を中心に―」と題する報告のなかで、寄合が制度化されて評定の上に位置づけられた段階でも、寄合が関与することなく、評定で処理されている案件があり、評定独自の活動領域も存在したことなどを主張しておられる（『史学雑誌』一一四―一二（二〇〇五年）に報告要旨が掲載されている）。

（7）　菊池紳一「北条長時について」（北条氏研究会編『北条時宗の時代』八木書店、二〇〇八年）および註（3）前掲諸論文。

（8）　拙稿「執権政治期の幕政運営について」（『国立歴史民俗博物館研究報告』四五、一九九二年）一四四～一四八頁。

（9）　秋山哲雄「都市鎌倉における北条氏の邸宅と寺院」（註（1）前掲書、初出一九九七年）三一～三七頁。

（10）　『鏡』同日条。

（11）　秋山哲雄註（9）前掲論文三一頁。

（12）　以上、新御所造営については『鏡』建長四年四月二一日、四月二九日（表―2）、六月二日、一一月一一日（表―7）の各条参照。

（13）　『鏡』建長四年五月一七日条（表―4）、同年七月九日条。

（14）　秋山哲雄註（9）前掲論文三五頁。

（15）　秋山哲雄註（9）前掲論文三六頁、高橋一樹「鎌倉幕府における権門間訴訟の奉行人」（『年報三田中世史研究』一六、二〇〇九年）一〇頁。

（16）　史料2の評定も、連署重時邸で開かれたのであろうか。

（17）　『鏡』寛元元年（一二四三）九月二五日条（鎌倉幕府追加法二一三条（『中世法制史料集』第一巻、鎌倉幕府法。以下、追加法は同書による）および註（8）前掲拙稿一五一頁参照。

（18）　後の事例になるが、『永仁三年記』同年（一二九五）正月五日条にも「御評定始、（中略）、三ケ条沙汰以後、御□（事カ）書上覧、武州（北条時村）、能州（北条宗房）持参」とあり、評定始の後に将軍久明親

Hosei University Repository

王が評定事書を閲覧していることが知られる。

(19) 『鏡』同日条。

(20) 菊池紳一氏は、将軍との主従制に関わる部分は得宗時頼・時宗が管轄し、長時は執権として忠実に事務処理をする得宗の代官であったと評しておられる（註（7）前掲論文一七七・一八三・一八七・一八八頁）。また、森幸夫氏は長時を形式的な存在とされ（『討論　鎌倉末期政治史』〔日本史史料研究会、二〇〇九年〕一一九～一二〇頁）、池田瞳氏も、得宗時頼は小侍所を通して将軍権力にも介入しており、強い立場にあったとしておられる（註（3）前掲論文一四九頁）。

(21) 傍注を付した「目六」の部分は、吉川本に従って「者及」とし、「於二芸能之輩一者、及二度々一被レ仰二合相州禅門一、治定」とした方が意味を取りやすいであろう。

(22) 菊池紳一註（7）前掲論文一八三頁。

(23) 小侍所については、註（3）前掲諸論文を参照。

(24) この条文にある「沙汰」を評定会議と解することもできるかもしれないが、ここでは、小侍所が管轄する犬追物の射手などを選定することと理解した。

(25) 傍注を付した「在国」の部分は、国史大系本の頭注によると、底本である北条本で「任」となっているところを、寛永活字本に従って「在」と校訂したという。『検非違使補任』（『続群書類従』四輯上）弘長元年（一二六一）条によると、同年七月二一日に二階堂行有が尾張守に、同行氏が讃岐守に補任されており、ここは北条本に拠って「任国」とした方がより理解しやすいのではないだろうか。

(26) 小侍所による供奉人催促状発給の手続きについては、盛本昌広註（3）前掲論文に詳しい。

(27) 五味克夫註（3）前掲論文一八頁参照。

(28) 執権長時期の『鏡』の記事（宗尊親王将軍記）は、編纂材料に小侍所で作られた記録が使われていた可能性が指摘されており、小侍所関係の記事が非常に多い（石田祐一「放生会と弓始の記事について」〔『中世の窓』八、一九六一年〕）。従って、他の案件に関しても、時頼が関与していた可能性を考慮する必要があろう。

(29) 細川重男註（1）前掲書三四七～三五〇頁。細川氏が挙げておられる『鏡』に見える寄合関係史料は、寛元四年（一二四六）三月二三日、同年六月一〇日、宝治元年（一二四七）六月二二日、同年六月二六日、建長五年（一二五三）九月二六日、文永三年（一二六六）六月二〇日の各条である。なお、『鏡』寛元四年五月二六日条に「今日於二左親衛（時頼）御方一、内々有二御沙汰事一、右馬権頭（北条実時）、陸奥掃部助（安達義景）、秋田城介等為二其衆一」とある。寄合であることを示す「深秘御沙汰」「御寄合」などの語はないが、得宗時頼邸における内々の沙汰で、時頼のほかに北条政村・北条実時・安達義景が参加していることから、寄合の記事としてよいのではないだろうか。

(30) 五味文彦『増補吾妻鏡の方法』（吉川弘文館、二〇〇〇年）一〇六～一一〇頁、細川重男註（1）前掲書二二九・三四九

Hosei University Repository

頁。

(31) 本節で検討してきた五例では、「可レ伺二評定一」などとあるだけで、史料7のように具体的な内容は記されていない。五味文彦氏が指摘されているように、史料7の編纂材料に担当奉行の矢野倫長の記録が使われたからこそ、このような詳しい内容を知ることができるのであろう（五味文彦註（30）前掲書一〇六～一一〇頁）。

(32) 菊池紳一註（7）前掲論文一七七頁。弘長二年（一二六二）一一月、湯浅智眼（宗業）が寄進地安堵の関東下知状を得るために鎌倉に下った際に、まず得宗時頼に事情を説明し、時頼から好感触を得た後に執権長時に見参している。そして、この一件を評定にかけずに下知状を出してもらいたいと話し、評定を経ることなく下知状が出されたという（弘長四年二月日湯浅智眼置文〔高橋修『中世武士団と地域社会』清文堂、二〇〇〇年、一五六～一六〇頁に「星尾寺縁起」として翻刻〕）。森幸夫氏は、これを執権長時期の時頼が幕政の実権を握っていた事例として挙げておられる（『討論　鎌倉末期政治史』〔註（20）前掲〕一二〇頁）。たしかに、ここでは得宗時頼の意向が強く作用しているように思われるが、評定を経ないで下知状を発給することを最終的に判断したのは執権長時ではないだろうか。

(33) 例えば、執権経時期の『鏡』寛元元年（一二四三）二月二五日条に「諸御家人任官間事、日来内々被レ経二沙汰一、今日、於二評議一有二治定之篇一」とある。この「日来内々被レ経二沙汰一」とは、評定前の手続きと考えられるであろうか。また、執権泰時期の仁治二年（一二四一）五月二日清原良元書状に「昨日も参二武蔵前司（泰時）殿一候き、今日御引付日候云々」とある（大澤泉・築地貴久・桃崎有一郎「いわゆる『年代記（十三代要略、歴代秘録）』紙背文書の校訂」〔『鎌倉遺文研究』二九、二〇一二年〕一五八頁に三六号文書として翻刻）。この「御引付」は、先に史料7に見たような、訴訟に提出された証拠文書の校合などのことを指すのであろうか。なお、仁治二年六月一五日鎌倉幕府追加法一六六条にも「以二月次之引付一」とあり、このころ毎月引付があったことが知られる。